

2025
(令和7年)
保存版

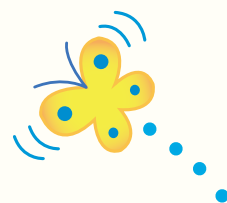
— 共済組合 — ガイドブック



日本郵政共済組合



はじめに

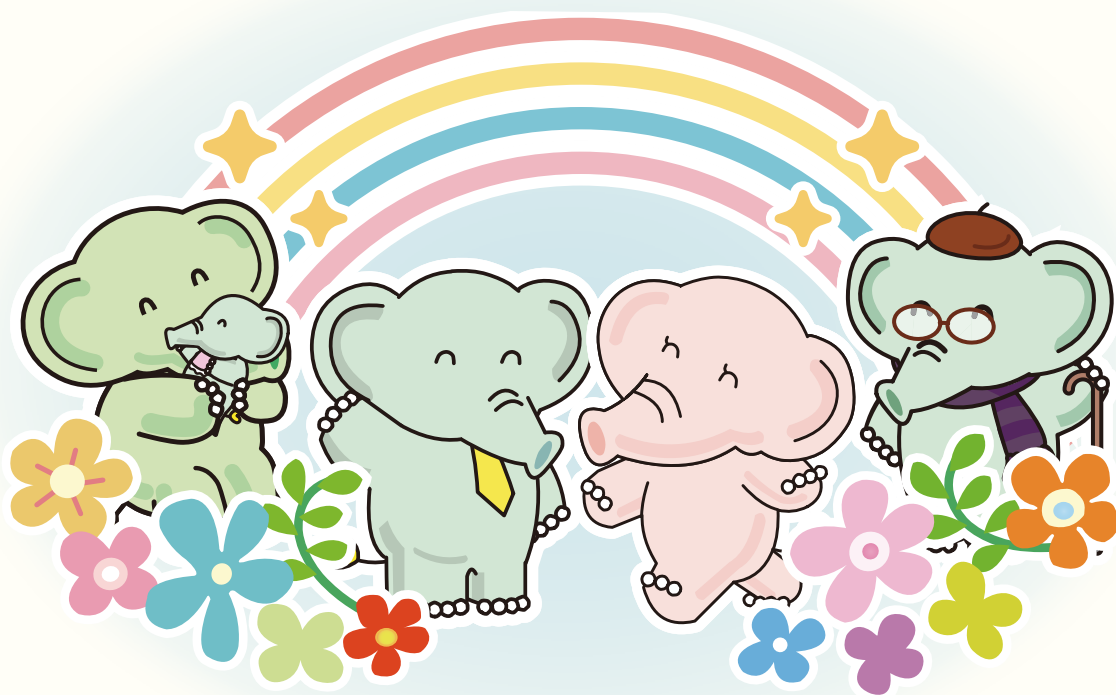


本書は「日本郵政共済組合」とはどんな組織なのか？またどのような方が加入して、どのようなサービスを受けられるのか？など共済組合の概要についてまとめた冊子となっております。

なお、各種サービスに係る手続や詳細事項については共済組合ホームページに記載しております。本書からも直接、該当ページを閲覧することが可能となっておりますので、共済組合ホームページのガイドとしてもご活用いただけます。

本書が皆さまの生活のサポートとなるようにご活用いただけますと幸いです。

2025年 4 月 日本郵政共済組合



日本郵政共済組合のホームページを ご利用ください！

郵政共済

検索



<https://www.yuseikyosai.or.jp/index.html>

共済組合の制度の詳細や、各種手続方法、最新のお知らせなどを共済組合ホームページに掲載しています。皆さまの生活に役立つ情報を掲載しておりますので、本書と併せてご活用ください。

日本郵政共済組合

検索

共済組合のしくみ

(保険証・掛金等)

短期給付事業

(医療費・各種給付)

長期給付事業

(年金)

福祉事業

(助成・みらい・費付)

よくある質問

お問い合わせ

(連絡先・書類送付先)

お知らせ

一覧を見る

- 2024年12月24日 「被扶養者資格確認」の書類提出のお願い
(被扶養者の職権取消等予告)
- 2024年12月20日 「医療費のお知らせ」の送付
- 2024年12月17日 広報紙K K R (12月号)の発行 (国家公務員共済組合連合会より)
- 2024年12月 9日 【12/19必着】年内に限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の発行を希望する方へ
- 2024年12月 2日 マイナ保険証のご利用に関する注意事項
- 2024年12月 2日 2024年12月 2日から被扶養者申告書の様式が変わります！！
- 2024年12月 2日 コールセンター回線混雑に伴う「組合員証等返納票」の取扱いについて
- 2024年11月29日 資格証明書(組合員、任意継続組合員、被扶養者)の受付は終了いたしました
- 2024年11月27日 「銀座郵便局私書箱」への手続書類の送付は終了しました
- 2024年11月19日 組合員証等再交付申請書の提出期限について
- 2024年10月23日 資格証明書(組合員、任意継続組合員、被扶養者)発行は終了いたします

マイナ
保険証
関係

2024年12月2日(月)から
組合員証等が廃止されます

詳細はこちら

能登半島地震により
被災された皆さまへ

ゆうせい共済
489号を掲載しました!!

共済組合ガイドブック
事業内容/手続/サービスの概要をまとめています!

電子版

本書内の以下のアイコン等をクリックすると、
共済組合ホームページの該当ページを見ることができます！

もっと詳しく

組合員についての詳細



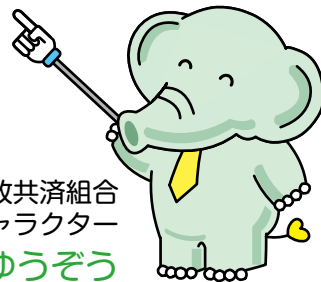
Click!

マイナ保険証等について



▶ 詳細はこちら

日本郵政共済組合
イメージキャラクター
ゆうぞう



ゆうぞう君の入社から退社後まで

郵政会社等に入社後、退職するまでに、共済組合でどのような手続等が必要なのでしょうか。
まずはゆうぞう君の入社から退職までを見てみましょう！

* 短期組合員の皆さまへ 皆さまの年金に係る手続は郵政会社等を通じて日本年金機構にて手続をお願いいたします。

●●●●の各項目をクリックすると本書等の詳細ページに飛べます！

ゆうぞう君、入社

ゆうぞう君は大学を卒業と同時に郵政会社
に晴れて入社となり、日本郵政
共済組合の組合員となりました！

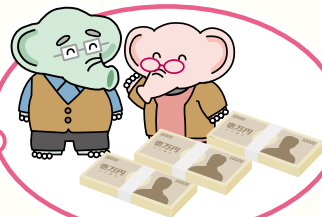


入 社

- マイナ保険証等について
- 被扶養者の認定手続
- 基礎年金番号の届出
- 転入届もしくは前歴報告書の提出
(地方公務員等の職歴があった方)
- 再就職届の提出 (年金の受給権がある方)

将来のお金について考える

- 団体積立年金保険「みらい」



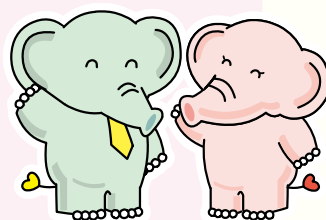
ゆうぞう君、結婚

パートナーと結婚！結婚式や新生活
の準備で大忙しです。

結婚後はパートナーは仕事には
就かないとのこと。

結 婚

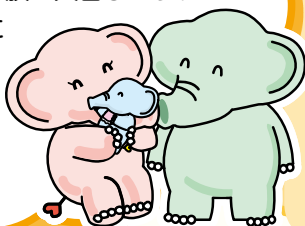
- 被扶養者の認定手続
- 氏名、住所、振込口座変更の届出*
- 結婚貸付
- 国民年金第3号被保険者の届出



ゆうぞう君夫婦に子供が誕生

子供が誕生しました！家族は大喜びです。

ゆうぞう君は一層仕事に
力が入っているようです。



出 産

- 被扶養者の認定手続
- 掛金等の免除と標準報酬
月額改定の届出
- 出産費・家族出産費
- 出産手当金

マイホームの購入

- 住宅貸付
- 普通貸付



※ 氏名、住所、振込口座変更の届出は次に勤務の方のみ対象です。

①独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、②日本郵政共済組合

ゆうぞう君、パートナーが亡くなる

ゆうぞう君のパートナーが突然の事故で亡くなってしまいました。しかし、子供は大学に入学したばかり…。

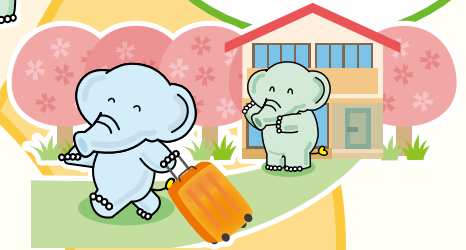


死 亡

- 資格確認書等の返納
- 被扶養者の取消手続
- 埋葬料・家族埋葬料
- 弔慰金・家族弔慰金
- 葬祭貸付
- 遺族年金(本人が死亡の場合のみ)

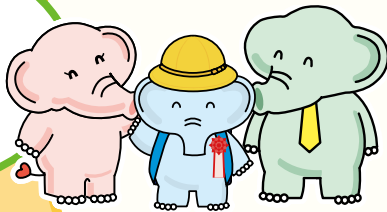
子供の独立

- 被扶養者の資格確認書等の返納
- 被扶養者の取消手続



子供の進学

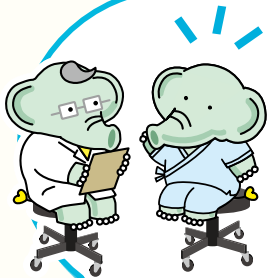
- 教育貸付



家族で検診を受検し、 将来の健康について考える

ゆうぞう君の大けがをきっかけに家族で健康への意識がより高まったようです。

人間ドックの他に、パートナーは特定健診を、ゆうぞう君は無料の歯科健診を受ける予定です。



検診等の予防医療と健康増進

- 検診費の助成(人間ドック、がん検診、脳ドック)
- 特定健康診査・特定保健指導
- 各種健康増進サービスの利用

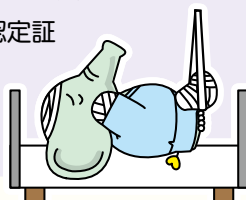
ゆうぞう君大けがに見舞われる

順風満帆のように思えたゆうぞう君家族ですが、ゆうぞう君が趣味の登山中に大けがに見舞われます。

幸い後遺症等が残らなかったようですが、しばらく会社への出社は難しそうです。

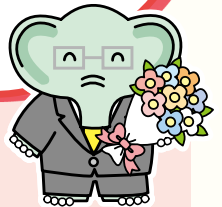
病気・ケガ／休業

- 高額療養費
- 療養費・家族療養費
- 傷病手当金・休業手当金
- 限度額適用認定証
- 特定疾病療養受療証
- 障害年金
- 医療貸付



ゆうぞう君、退職

ゆうぞう君は退職の年齢を迎えました。退職後も健康には気を付けながら、今後は趣味を思う存分楽しんで過ごしたいと考えているゆうぞう君です。



退 職

- 資格確認書等の返納
- 任意継続組合員となるための申出
- 団体系積立年金保険「みらい」の手続
- 年金の記録について(退職時の届出)
* 個々の状況により手続が異なるので必ずホームページを確認ください。
- 退職等年金給付

【任意継続組合員となった場合のみ】

- 検診費の助成(人間ドック、がん検診、脳ドック)
- 特定健康診査・特定保健指導

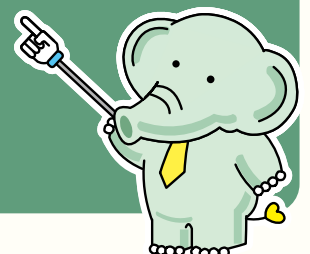
こんなときにも共済組合へ 手続きが必要です！

離 婚

- 被扶養者の取消手続
- 氏名、住所、振込口座の届出*
- 被扶養者の資格確認書等の返納
- 年金の分割

災 害

- 災害見舞金
- 災害貸付



目 次

日本郵政共済組合について

●加入者	2
・組合員	2
・被扶養者	3
・任意継続組合員	5
●掛金等	6
●マイナ保険証等	7

短期給付事業

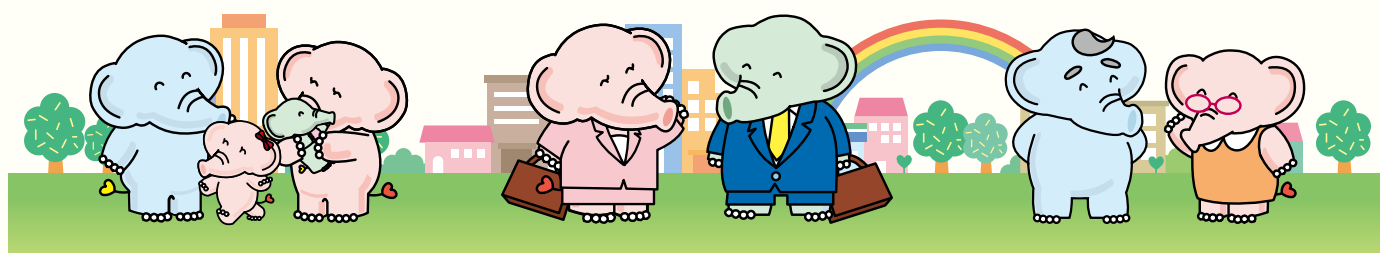
●病気やケガ等をしたとき	10
・高額療養費	10
・関連 限度額適用認定証/ 特定疾病療養受療証	11
●立替払いをしたとき	12
・療養費・家族療養費	12
●出産のとき	13
・出産費・家族出産費	13
・出産手当金	13
●病気やケガ等で仕事を休まなければ ならなくなったとき	13
・傷病手当金	13
・休業手当金	13
●災害にあったとき	14
・災害見舞金	14
・弔慰金・家族弔慰金	14
●死亡したとき	14
・埋葬料・家族埋葬料	14

福祉事業

●人間ドック、がん検診、脳ドック 検診費の助成	17
●特定健康診査と特定保健指導	18
・特定健康診査	18
・特定保健指導	18
●健康増進サービス	19
・健康・メンタルヘルス電話相談	19
・卒煙プログラム	19
・無料の歯科健診	19
●レクリエーション助成	20
●団体積立年金保険「みらい」	21
●資金が足りなくなったとき	22

長期給付事業

●公的年金制度のしくみ	25
●年金の記録について	27
・入社時の届出	27
・退職時の届出	27
●年金の請求について	28
・老齢厚生年金	28
・障害厚生年金	28
・遺族厚生年金	28
●さらに知りたい年金給付	29
・退職等年金給付	29



1

日本郵政共済組合について

日本郵政共済組合とは？

日本郵政共済組合とは、国家公務員共済組合法を根拠とし、相互救済によって、郵政会社等^{※1}の社員の皆さまや、そのご家族の安定的な生活と福祉の増進に寄与するために設けられた組織です。

「短期給付事業」「福祉事業」「長期給付事業」^{※2}の3つの事業を行っています。

また、共済組合の事業は、組合員の皆さまに納めていただく掛金等と、事業主が負担する負担金を主たる財源として運営されています。

3つの事業内容

1 短期給付事業

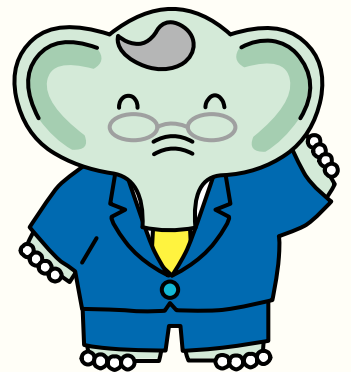
組合員やそのご家族が病気になった際の医療費の支払いなど、主に医療保険を運営する事業です。

2 福祉事業

- ①健康増進を支援する保健事業、
- ②老後の蓄えを支援する貯金事業、
- ③資金が足りないときに支援する貸付事業を行っています。

3 長期給付事業

皆さまが将来正しく年金を受給できるよう、年金に関する記録を国家公務員共済組合連合会（KKR）に報告しています。また、組合員や退職者、ご遺族が年金請求されるときのお手伝いもします。



※1 郵政会社等とは以下の組織です。

①日本郵政株式会社②日本郵便株式会社③株式会社ゆうちょ銀行④株式会社かんぽ生命保険⑤独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構⑥日本郵政共済組合

※2 組合員種別により対象外となる場合もあります。（組合員種別については次ページ参照）

加入者

組合員

郵政会社等の社員（短時間勤務職及び非正規社員等も含む。）として採用された方が共済組合の組合員となります。

郵政会社等に入社すると自動的に共済組合の組合員になるのですね！



長期組合員と短期組合員（組合員種別）

長期組合員	1) 常勤の役員 2) 郵政会社等の社員就業規則の適用を受ける社員 3) 郵政会社等の再雇用フルタイム勤務社員
短期組合員※	1) 所定労働時間が正社員等に定められた勤務時間と同じ勤務時間とされている非正規社員 2) 雇用条件通知書等において、次の要件をすべて満たす正社員、非正規社員 ・ 週の所定労働時間が20時間以上であること ・ 所定の算出方法による報酬月額が88,000円以上であること ・ 2か月以上の継続雇用が見込まれること ・ 学生又は他制度（地方公務員等共済組合、私学共済制度）の共済組合の組合員ではないこと

※ 短期組合員となるかどうか等は勤務先での雇用条件に基づきますので、雇用条件通知書をご確認いただくか、勤務先の総務・人事ご担当者様へお尋ねください。

適用範囲等

組合員種別により①加入する年金保険②適用される共済組合の事業③納める掛金等の種類が異なります。

組合員種別	健康保険			年 金		
	保険者	掛金等	共済組合の事業の適用範囲	実施機関	掛金等	共済組合の事業の適用範囲
長期組合員	日本郵政共済組合	短期掛金	短期給付事業 福祉事業	国家公務員共済組合連合会 (KKR)	厚生年金保険料 退職等年金掛金	長期給付事業
短期組合員		介護掛金	短期給付事業 福祉事業 (一部)	日本年金機構	厚生年金保険料 (共済組合では徴収しません)	×

もっと詳しく

組合員について



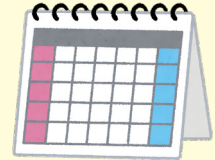
被扶養者

共済組合の定めた認定基準の要件を満たし、共済組合の認定を受けることで、組合員に扶養されている家族の方も短期給付等を受けることができます。この家族の方を被扶養者といいます。

被扶養者となるには共済組合へ届出が必要です！

扶養する事実発生の翌日から **5 日以内** に届け出てください！

提出期限を過ぎている場合は、できるだけ速やかに提出してください。
ただし、30日を超えて提出された場合、事実発生日まで遡っての認定はできません。



被扶養者として認められる範囲

被扶養者として認められるのは、①国内に住民登録があり、②主として組合員の収入により生計が維持されている③三親等内の親族の方です。

組合員と同一世帯に属する 必要のない者	組合員と同一世帯に属する 必要がある者
① 配偶者（内縁関係を除く） ② 子・父母（※1） ③ 孫・祖父母（※1） ④ 兄弟姉妹（※1）	⑤ ①～④以外の三親等内の親族 ⑥ 組合員と内縁関係にある配偶者及びその父母並びにその子（※2）

※1 養子縁組によるものも含む ※2 その配偶者の死亡後も同じ





次の方は被扶養者として認められません！

国内に住民登録があり、主として組合員の収入によって生計を維持している三親等内の親族の方であっても次の方は被扶養者としては認められません。



- ① 組合員に扶養義務がない方
- ② 他の健康保険に加入している方
- ③ 年額130万円以上の収入がある方

(60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は年額180万円以上)

*年額とは、必ずしも1月1日から12月31日までの1年間を指してはいません。事由発生時点から将来にわたっての1年間(12か月)で想定される収入を見ます。ただし、一時的な収入変動による収入増加と認められる場合は被扶養者として認められる場合もあります。詳細は[共済組合ホームページ](#)をご確認ください。

<被扶養者として認められる収入の種類及び基準額>

収入の種類	収入の基準額 *収入の種類が複数ある場合は課税非課税問わず全ての収入を合算します。
給与収入	原則、年額によって判定します。 認定対象者の年間収入が130万円未満 (60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は180万円未満) ただし、会社等に勤務して月々給与を受けているような場合や家賃収入を得ている場合で、相当長期間にわたって毎月定まった収入があるときや、雇用保険等の受給者であるときには、より実態に即した月又は日を単位とした収入で認定の可否を判定
雇用保険の給付 (失業給付)	日額3,612円未満 (60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は日額5,000円未満)
健康保険の給付 (傷病手当金)	受給期間の長短に関わらず、次の①、②の両方の要件を満たしていることが必要です。 *日額×360、月額×12を年額とみなします。 ① 日額3,612円未満 (60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は日額5,000円未満) ② 月額108,334円未満 (60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は月額150,000円未満)
事業収入 (営業、不動産、農業等)	【事実発生日が2025年3月1日より前の場合】 直近の確定申告書の収入金額(総収入)から共済組合で認められる必要経費*を差し引いた額が130万円未満 (認定対象が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は180万円未満) ※ 必要経費 ① 売上原価 ② 人件費 ③ 地代家賃(自宅と事務所が異なる場合のみ) ④ 種苗(農業収入の場合のみ) ⑤ 肥料(農業収入の場合のみ) ⑥ 小作料・賃借料(農業収入の場合のみ)
年金	【事実発生日が2025年3月1日以後の場合】 直近の確定申告書の収入金額(総収入)から必要経費を差し引いた額が130万円未満 (認定対象が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は180万円未満) 公的年金(非課税のものを含む)等、個人年金全てを合算した額が130万円(月額108,334円/日額3,612円)未満 ただし、60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は180万円(月額150,000円/日額5,000円)未満
その他恒常的に 得る収入 (株の配当金等)	税金控除前の総収入額が130万円未満 (60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は180万円未満)

もっと詳しく

被扶養者認定に係る手続や要件について



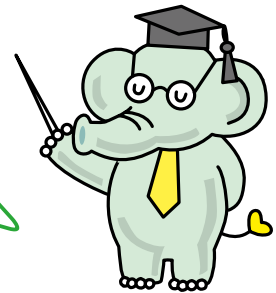
任意継続組合員

郵政会社等を退職すると、翌日に組合員の資格を喪失しますが、任意継続組合員制度に加入することにより、退職日の翌日から最長で2年間、共済組合の任意継続組合員（以下、「任継」といいます）として短期給付の一部及び福祉事業の一部を受けることができます。

任継になるための要件

- 退職日まで引き続き、1年と1日以上の間組合員期間があること。
- 退職日を含めて20日以内に、所定の様式により加入の申出をし、初回掛金を振り込むこと。
- 再就職等により他の健康保険に加入していないこと。

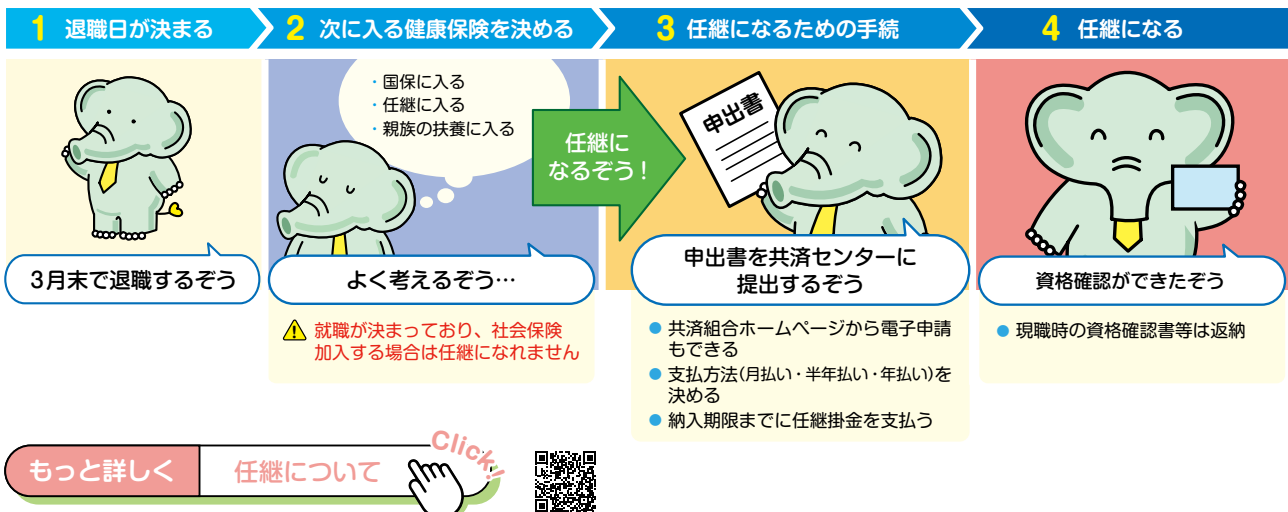
在職時の共済掛金等は半分を会社が負担していますが、退職後は会社負担がなくなるので、任継掛金は在職時の約2倍の額になります。
ただし、退職直後の1年程度は前年の収入が高いことが影響して国民健康保険料が高くなるので、任継掛金の方が安くなる傾向があります。



平均標準報酬月額 (2025年度)	払込方法	短期掛金 (2025年度 9.26%)	介護掛金 (2025年度 1.790%)	1回あたり払込額	年間の払込額
340,000円 (上限)	月払い	31,484円	6,086円	37,570円	450,840円
	半年払い	186,758円	36,101円	222,859円	445,718円
	年払い	369,890円	71,501円	年払いがお得です	441,391円

※ 半年払い及び年払いは、初月分から前納割引を適用した場合の金額

任継になるまでの流れ



掛金等

皆さまに納めていただく「掛金等」の額は、個々に決定された標準報酬月額と掛金率等を乗じて算出されます。（年3回以下の賞与等については、標準期末手当等の額に掛金率等を乗じて算出されます）掛金等は給与、賞与から控除されますが、休職等により支給されない場合は、共済組合に直接払込んでいただきます。なお、組合員として郵政会社等に在職中は、掛金等の半分会社が負担しています。

掛金等算出方法

$$\text{掛金等} = \text{標準報酬月額} \times \text{掛金率等}$$

例 長期組合員 40歳 … 標準報酬月額380,000円の場合

短期掛金 $380,000\text{円} \times 46.30/1000 = 17,594\text{円}$

厚生年金保険料 $380,000\text{円} \times 91.50/1000 = 34,770\text{円}$

介護掛金 $380,000\text{円} \times 8.95/1000 = 3,401\text{円}$

退職等年金掛金 $380,000\text{円} \times 7.5/1000 = 2,850\text{円}$

➡ $17,594\text{円} + 3,401\text{円} + 34,770\text{円} + 2,850\text{円} = 58,615\text{円}$ が掛金等として給与から控除されます。

* 介護掛金の控除対象となるのは、40歳以上65歳未満の方のみです。

* 厚生年金保険料、退職等年金掛金の控除対象となるのは長期組合員の方のみです。（短期組合員の方の厚生年金保険料は日本年金機構へ納付されます）

参考

2025年度の掛金率等（掛金率等は毎年度見直されます）

区 分	短 期	介 護	厚生年金	退職等年金
長期組合員	46.30/1000	8.95/1000	91.50/1000	7.5/1000
短期組合員				
任 継	92.60/1000	17.90/1000		

標準報酬月額について

POINT

標準報酬とは、組合員が自己の労働の対償として受ける報酬に基づき、共済組合の掛金等（短期、介護、厚生年金、退職等年金）、傷病手当金などの短期給付金、老齢厚生年金や退職等年金給付などの算定の基礎となるものです。

標準報酬月額は、その年の4月～6月の給与を算出根拠として、7月に決定されます。ただし適用は9月からとなります。

育休/産休時の掛金等について

POINT

① 申出により掛金等が免除されます。

② 申出により標準報酬月額が改定されます。

子が3歳に達するより前に復職する等の一定の条件に当てはまる場合、産前産後休業又は育児休業から復帰したときに、定時決定を待たずに標準報酬月額を改定することができます。復帰後の実際の給与支給額に応じて標準報酬月額が決まるため、掛金等負担を減らすことができます。

③ 申出により将来の年金算定時には従前標準報酬月額が適用されます。

子が3歳に達するまでの養育期間に標準報酬月額が下がったときは、子が出生する前月の標準報酬月額を使用して年金額の計算を行うことができます。共済組合への申出は長期組合員に限られますが、育休を取得していなくても申請できます。



マイナ保険証等

採用情報等の登録から5日以内にオンライン資格確認等システムにデータ登録が完了します。

マイナ保険証を利用している方は、マイナ保険証で医療機関等を受診することが出来ますが、オンライン資格確認等システムにデータ登録が完了するまではマイナ保険証による受診はできません。「資格情報のお知らせ」がお手元に届いてからマイナ保険証による受診が可能になります。

各種証類と必要手続

証 類	手 続
資格情報のお知らせ	マイナ保険証の利用登録をしている方に自動で発行されます。なお、資格情報のお知らせだけでは医療機関等を受診できないのでご注意ください。 原則として共済組合に登録しているご自宅住所宛に送付されます。
資格確認書	マイナンバーカードを持っていない方や、持っていても健康保険証としての利用登録をしていない方、共済組合でマイナンバーを把握できない状態にある方へ自動で発行されます。「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。 原則として共済組合に登録しているご自宅住所宛に送付されます。
限度額適用認定証	限度額適用認定申請書にて発行の申請をしてください。 * 住民税非課税世帯の方は申請書が異なりますので、必ず共済組合ホームページをご確認の上、共済組合コールセンターへご連絡ください。
特定疾病療養受療証	特定疾病認定申請書にて発行の申請をしてください。 * 必ず「医師の意見欄」を医療機関等で記入いただきますようお願いいたします。

こんなときどうしたらいい？

事 由	期 限	手 続
発行された資格確認書等を紛失したり、破損したとき	速やかに	資格情報のお知らせ又は資格確認書…資格確認書等再交付申請書で申請してください。 限度額適用認定証又は特定疾病療養受療証…限度額適用認定証又は特定疾病療養受療証再交付申請書で申請してください。
結婚・出産等により新たに「被扶養者の認定」をする場合	扶養の事実が発生した日から 5日以内	被扶養者等申告書に確認資料を添付して届出をしてください。 * 提出期限を過ぎていた場合は、できるだけ速やかに提出してください。ただし、事実が発生した日から30日以内に被扶養者等申告書を提出しなかった場合、共済組合に申告書等を提出した日が認定日となります。
住所又は氏名に変更があったとき	速やかに	変更する内容により提出資料が異なりますので、詳細については共済組合ホームページをご確認ください。
組合員又は被扶養者が70歳になったとき	翌月1日以降	70歳の誕生日月の翌月1日（1日生まれの方は当月1日）から使用できる高齢受給者負担割合の記載された資格確認書又は資格情報のお知らせが発行されます。 到着後、翌月1日になりましたら、それまで使用していた資格確認書等は速やかに返納してください。
組合員の退職等により組合員又は被扶養者の資格を失ったとき	速やかに	組合員証等返納票と併せて交付を受けていた資格確認書等を速やかに返納してください。 ・有効期限が過ぎた資格確認書又は資格情報のお知らせについては返納の必要はありませんのでご自身で破棄をお願いします。 ・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等については返納の必要がありますので、返納してください。（亡失の場合には亡失届を提出してください）
就職・別居等により「被扶養者の認定取消」をする場合	事実発生日の翌日から 5日以内	【取消用】被扶養者等申告書に確認資料、組合員証等返納票と交付を受けていた資格確認書等を返納してください。 ・有効期限が過ぎた資格確認書又は資格情報のお知らせについては返納の必要はありませんのでご自身で破棄をお願いします。 ・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等については返納の必要があります。（亡失の場合には亡失届を提出してください）
組合員又は被扶養者が後期高齢医療制度に加入したとき	速やかに	【取消用】被扶養者等申告書に確認資料、組合員証等返納票と交付を受けていた資格確認書等を返納してください。組合員本人の退職を事由とする場合を除き、必ず認定取消手続が必要です。 ・有効期限が過ぎた資格確認書又は資格情報のお知らせについては返納の必要はありませんのでご自身で破棄をお願いします。 ・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等については返納の必要があります。（亡失の場合には亡失届を提出してください）
退職後、任意継続組合員になるとき	速やかに	日本郵政グループ各社を退職すると、退職日の翌日に共済組合員資格を喪失します。 退職をされた後に任意継続組合員制度（以下、「任継」といいます）に加入するには、「任意継続組合員となるための申出書」（以下、「申出書」といいます）の提出及び期限内の初回掛金の払込みが必要です。 ・在職中に発行されていた有効期限内の資格確認書等は、退職日の翌日以降、速やかにご返却ください。 ・任意継続組合員になった際に、マイナ保険証を利用されている場合には資格情報のお知らせは新たに発行されません。お手元にある資格情報のお知らせをそのままご使用ください。

▶ 各証の発行方法や取り扱いの詳細については以下よりご確認ください

Click!

マイナ保険証等について



Click!

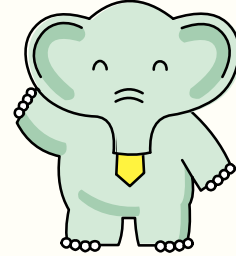
住所、氏名変更について



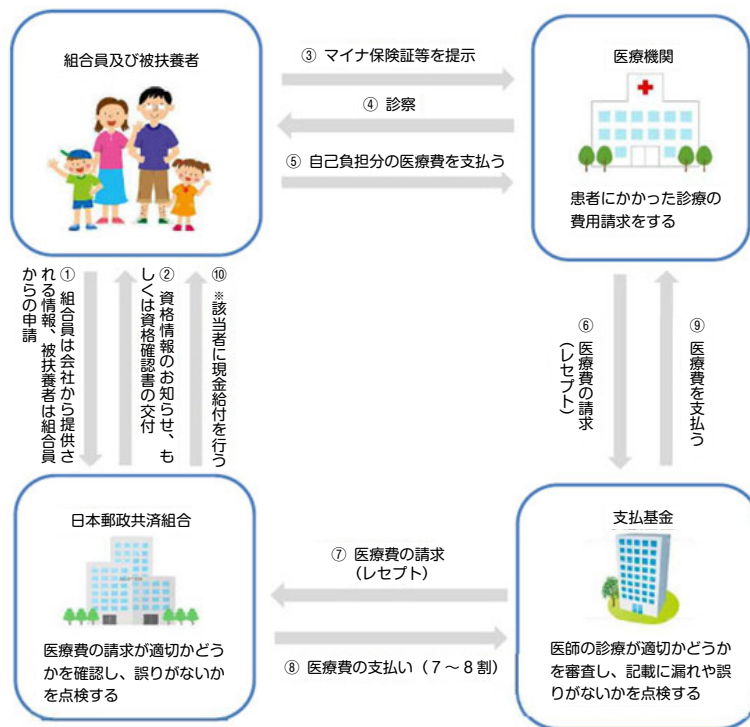
2

短期給付事業

業務外での病気やケガ等について
保険給付を行います！



医療費のしくみ



※「現金給付」の例：高額療養費、附加給付（一部負担金払戻金、家族療養費附加金）



ご注意ください！

業務上の原因によるケガ等は労災保険が適用されますので、マイナ保険証等を使用して医療機関等を受診することはできません。

また、交通事故など他人の行為によるケガ等の治療も、原則としてマイナ保険証等は使用できません。

その他、予防接種各種、美容目的の治療、正常な妊娠・出産、経済的理由による人工妊娠中絶等、マイナ保険証等が使用できないものもあります。

もっと詳しく

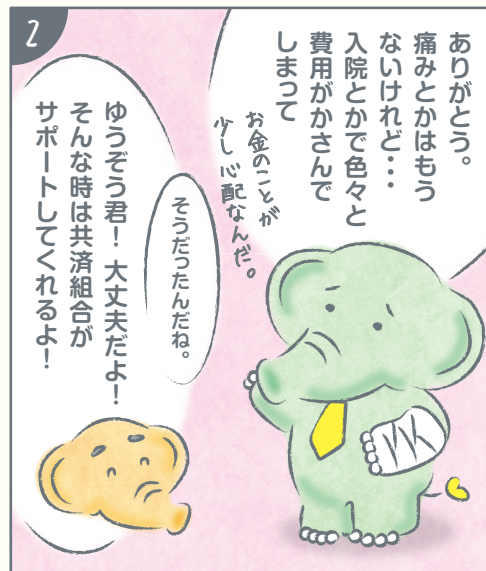
医療費のしくみについて



もっと詳しく

事故にあったとき





病気やケガ等をしたとき

医療機関等の窓口で、マイナ保険証等を提示することで、診察・処置・投薬などの治療を受けることができます。

高額療養費

保険適用となる診療等に対し、窓口での自己負担が上限額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた金額が「高額療養費」と「附加給付」として共済組合から支給されます。

「高額療養費」…法律で定められている給付のことです。

「附加給付」…共済組合独自の制度で行っている給付のことです。

- ・一部負担金払戻金（組合員の診療）
- ・家族療養費附加金（被扶養者の診療）
- ・家族訪問看護療養費附加金（被扶養者の訪問看護診療）

高額療養費+附加給付の算定イメージ

計 算 例

事 例 受診月時点の標準報酬月額 260,000円
窓口での自己負担額 300,000円（3割負担）

総医療費 1,000,000円		
窓口での自己負担額（3割） 300,000円	保険証の提示による共済組合負担額（7割） 700,000円	
最終的な自己負担 25,000円	附加給付（後日送金） 32,600円	高額療養費（後日送金） 242,400円

↑ 附加給付の基準額 25,000円

↑ 高額療養費の基準額 57,600円

- * 地方自治体の医療費助成を受けている場合、一部負担金払戻金・家族療養費附加金は支給対象外となることがあります。
- * 附加給付の100円未満は切り捨てます。
- * 請求手続は不要です。

自己負担額は主に受診月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに算出され、高額療養費と附加給付は個々の算定基準等に基づき決定されます。

POINT

自己負担額がさらに軽減されるケース

① 高額療養費が多数該当となるケース（多数該当）

受診した月の以前の12か月間の間に、同一世帯で3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目からは自己負担額が軽減されます。

② 世帯ごとの自己負担額が高額になるケース（世帯合算）

同一月・同一世帯内で21,000円以上の自己負担が複数ある場合は、その額を合算し、高額療養費の算定基準額を超えた額が「合算高額療養費」として支給されます。

もっと詳しく

高額療養費に係る自己負担額や算定基準、請求方法等について



関連

限度額適用認定証/特定疾病療養受療証 ～窓口での支払いが一定額となります～

●限度額適用認定証

資格確認書等と併せて医療機関等に提示することで、窓口での支払額が、限度額適用認定証の区分に応じた高額療養費の自己負担限度額までとなります。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続なく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

●特定疾病療養受療証

マイナ保険証等と併せて医療機関等に提示することにより、10,000円もしくは20,000円の自己負担で対象疾病の治療が受けられるようになります。

～対象疾病～

- ① 人工透析を行っている慢性腎不全
- ② 血友病の一部
- ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
(HIV 感染を含み厚生労働大臣の定める者に限る)

▶ 各証の詳細については以下よりご確認ください

Click!

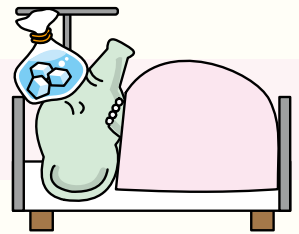
限度額適用認定証



Click!

特定疾病療養受療証





立替払いをしたとき

1 マイナ保険証等を携帯せず医療機関等を受診した

診療にかかった費用を本人が立替えた場合、後日共済組合へ、その額を請求することで、保険者（共済組合）負担分を療養費として受けることができます。

もっと詳しく

療養費・家族療養費
(立替払い) について



2 はり・きゅう・あんま・マッサージの施術を受けた

医師の指示によりこれらの治療を受けた場合には、**委任払い**もしくは**立替払い**をすることによって2～3割の医療費で施術を受けることができます。

ただし、いずれの場合も「治療上その効果が期待できると保険医が判断した場合」及び「他の医療機関でもって、同症状での診察を受けていない場合」のみ療養費として認められます。

●委任払い

組合員が施術所に施術料の自己負担分のみを支払う方法（施術所が保険者（共済組合）負担分を共済組合へ請求）

*委任払いを希望の場合は必ず事前に施術所へご相談ください。

●立替払い

施術所へ施術料を全額支払い、後日共済組合へ、その額を請求することで、保険者（共済組合）負担分が療養費として支払われる方法

もっと詳しく

療養費・家族療養費
(はりきゅう等) について



3 治療用装具を購入した

医師の指示により、治療用装具を購入した際の費用を、後日共済組合へ請求することで、算定基準に基づいて計算された額を療養費として受けることができます。ただし、給付の対象とならない装具もあります。

もっと詳しく

療養費・家族療養費
(治療用装具) について



4 海外で受診をした

海外でやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、その負担した費用を後日共済組合に請求することで、費用の一部を療養費として受けることができます。

もっと詳しく

療養費・家族療養費
(海外での受診) について



▶こんなケースもあります

病気の人を移送したとき

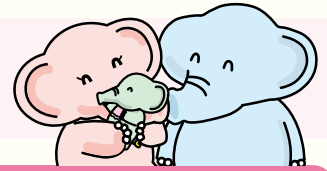
組合員やその被扶養者が治療等のために医療機関等に移送された場合、共済組合が必要と認めたときは、移送に要した費用の一部を受けることができます。

もっと詳しく

移送費・家族移送費について



出産のとき



出産費・家族出産費

組合員又はその被扶養者が出産したときには、一児につき、以下の額が支給されます。

産科医療保障制度への加入	1 児につき	
	出産費（家族出産費）	出産費附加金
加入あり	500,000円	40,000円
加入なし	488,000円	

出産費・家族出産費は受取方法が選択によって異なります。

* 産科医療保障制度の加入と非加入については診療を受ける医療機関等へ確認をお願いします。

もっと詳しく

出産費・家族出産費について



出産手当金

組合員（任継を除く）本人の出産により、勤務することができず、給与が減額された場合、一定の期間、1 日につき標準報酬の日額の 2 / 3 を請求することができます。

* 産前産後の休暇期間が有給扱いとなる場合には
給付対象外です。

もっと詳しく

出産手当金について



病気やケガ等で仕事を休まなければならなくなったとき

傷病手当金

業務によらない病気やケガの療養で、組合員が勤務できず、給与の全部または一部が支給されない場合に、一定の期間、1 日につき標準報酬の日額の 2 / 3 の額を請求することができます。

もっと詳しく

傷病手当金
について



休業手当金

被扶養者の病気やケガのために、欠勤となり、給与の全部または一部が支給されない場合に、一定の期間、1 日につき標準報酬の日額の 50 / 100 の額を請求することができます。

もっと詳しく

休業手当金
について



災害にあったとき



災害見舞金

組合員又はその被扶養者が地震、火事、水害、その他の非常災害※により、住居や家財に損害を受けた場合に、損害の程度に応じて標準報酬月額額の0.5か月分～3か月分の災害見舞金を請求することができます。

もっと詳しく

災害見舞金
について



弔慰金・家族弔慰金

組合員又はその被扶養者が地震、火事、水害、その他の非常災害※で死亡した場合に、弔慰金・家族弔慰金が支給されます。

もっと詳しく

弔慰金・家族弔慰金
について



※ 非常災害とは主として天災を指しますが、その他予測し難い事故を含みます。ただし故意又は重過失に起因するものは除きます。

死亡したとき

埋葬料・家族埋葬料

業務によらない事由で組合員が死亡した場合は、被扶養者又は埋葬を行った方（被扶養者がいない場合に限る）が、埋葬料を請求することができます。

また、被扶養者が死亡した場合には、組合員が家族埋葬料を請求することができます。

もっと詳しく

埋葬料・家族埋葬料について



ご注意ください!

給付金の請求期限は原則、給付金請求事由発生の翌日から起算して2年です。
ただし、各給付金等により給付金請求発生事由の基準が異なりますので、必ず共済組合のホームページをご確認ください。



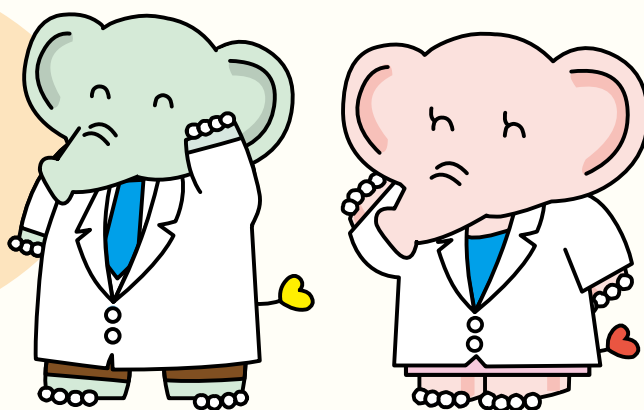
3

福祉事業

【保健事業】

皆さまが健康な生活を送ることができるよう、予防医療や健康増進の取り組みを行っています。

- ・ 人間ドック、がん検診、脳ドック
検診費の助成
- ・ 特定健康診査と特定保健指導
- ・ 健康増進サービス
- ・ レクリエーション助成

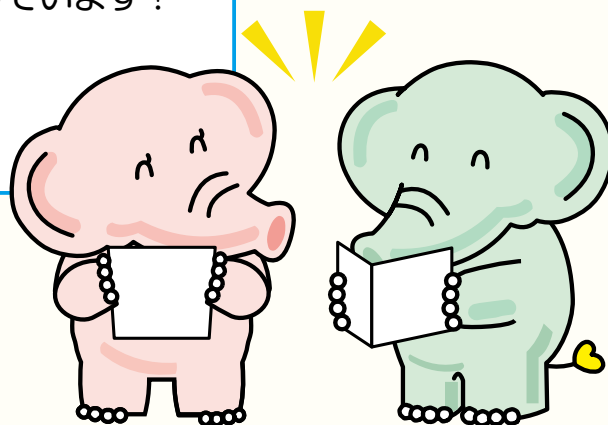


【貸付事業※/貯金事業】

いざという時の資金の貸付けや積立金も行っています！

※ 貸付制度を利用できる方には制限があります。
必ず本書 P22等をご確認ください。

- ・ 団体積立年金保険「みらい」
- ・ 資金が足りなくなったとき





人間ドック、がん検診、脳ドック検診費の助成

一定の要件を満たすことで、以下の検診費の助成を年度内に1回限り受けることができます。

		組 合 員			任 継	
		本 人	被扶養者		本 人	被扶養者
			配 偶 者	そ の 他		
人間ドック 35歳以上	検診対象	○※1	○	×	○	×
	助 成 額		上限16,000円		上限20,000円	
がん検診 30歳以上	検診対象	○				×
	助 成 額	1 項目※2につき、上限5,000円				
脳ドック 30歳以上	検診対象	○	×	×	○	×
	助 成 額	上限20,000円			上限20,000円	

※1 組合員は郵政会社等で募集している人間ドックのみ助成対象です。自己負担額は、人間ドック検診費から助成額を差し引いた金額となっているため、共済組合への手続は不要です。

※2 胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん

助成を受けるために必要な3つの要件！

POINT

① 組合員・被扶養者等の区分に係る要件

組合員、組合員の被扶養者などの区分により要件が異なります。

② 年齢要件

受検する検診により年齢要件が異なります。

③ 健診項目に係る要件

受検する検診ごとに、助成対象の項目と助成対象外の項目があります。

特に人間ドックでは、対象の項目全てが含まれた検診を受検することが要件となります。

▶ 検診費の助成の詳細については以下よりご確認ください

Click!

人間ドック



Click!

がん検診



Click!

脳ドック



特定健康診査と特定保健指導

特定健康診査（以下「特定健診」といいます）

特定健診とは偏った食生活や運動不足等の生活習慣が引き起こす、糖尿病や脂質異常症、高血圧症等の生活習慣病を予防又は早期発見するための健診です。

費用はかかりません！対象となる方は受けてください！

当該年度に40～74歳となる方で、かつ、4月1日現在、次の①～③に該当する方

*年度内に75歳になる方は、誕生日の前日まで受診可能です。

- ① 組合員の被扶養者
- ② 任継
- ③ 任継の被扶養者

受診券は6月上旬から7月上旬にお送りしています。

*組合員本人は、郵政会社等で実施している定期健康診断等の受診をすれば特定健診の内容を網羅しているため、別に受診する必要はありません。



人間ドックがお得に受検できる場合があります！

POINT

特定健診の受診券を使用して、人間ドックを受検すると、特定健診の費用を差し引いた金額で人間ドックを受検できる場合があります。

*取り扱いについては、人間ドックの実施機関により異なりますので、事前に受検を希望する実施機関へご確認ください。

もっと詳しく

特定健診について

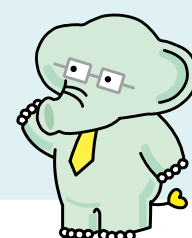


特定保健指導

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待される方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士等）が生活習慣を見直すサポートをします。

特定健診や定期健康診断の結果が特定保健指導の階層化基準（対象基準）に該当した方が対象です！

対象となった組合員本人へは共済組合が業務委託をしている企業より連絡をいたします。被扶養者の方と任継の方へは共済組合より「特定保健指導利用券」をお送りします。費用はかかりませんので、積極的にご利用ください。



もっと詳しく

特定保健指導について



健康増進サービス

健康・メンタルヘルス電話相談

メンタルヘルス・健康・医療・育児・介護に関する相談に、カウンセラーや専門の相談員がお答えします。秘密厳守で24時間・年中無休で相談を受けられます。ご利用は組合員（任継を含む）とその被扶養者に限られます。

* 相談したい内容によって電話番号の区別はありません。どの番号でも以下の相談をすることができます。

「0120-36-2772」 「0120-53-0110」 「0120-84-5225」

専門電話	対応者	相談内容
メンタルヘルス専門 「心の健康電話相談」	部外専門機関のカウンセラー	メンタルヘルス
電話健康相談 「ヘルシーダイヤル」	保健師、看護師等	健康、医療
育児・介護の電話相談	保健師、看護師等	育児、介護

他にもこんな健康サービスがあります !!

卒煙プログラム



専属カウンセラーのサポートと専用アプリを使用した卒煙プログラムを受けることができます。

* 卒煙プログラムの募集は不定期となっております。

もっと詳しく

卒煙プログラム
について



無料の歯科健診



共済組合の提携歯科医院で、無料の歯科健診を受けることができます。

もっと詳しく

無料の歯科健診
について



レクリエーション助成

レクリエーション助成

郵政会社等でおこなわれる行事、かつ、要件を満たしている行事の費用の一部を助成します。

助成対象になる行事

社内レクリエーション行事

サークルレクリエーション行事(郵政会社等のレクサークルが主催するもの)

もっと詳しく

レクリエーション助成について



団体積立年金保険「みらい」

公的年金を支える社会基盤や働き方等が大きく変化する中で、自助努力による将来の備えや資産形成への関心が高まっています。

団体積立年金保険「みらい」は組合員の方が任意に加入できる拠出型企業年金保険です。在職中に積立を行い、退職、退会等により掛金払込完了を迎えられた後に、年金または一時金が受け取れます。

「みらい」の特長

- ★ 予定利率 年**1.25%**（将来変更される場合があります）
加入期間が短いと、積立金が掛金払込の合計を下回ることがあります。
- ★ 所得控除を受けられます。

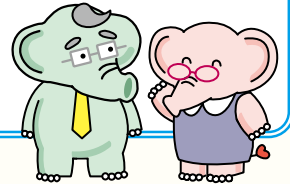
一般型コース

 一般の生命保険料

個年型コース

 個人年金保険料

それぞれ最高 **5** 万円。
- ★ 年1回**口数変更**（増口・減口）や**一時積増**ができます。
将来の生活設計や毎年の状況に応じて、積立額を変更することができます。
- ★ 掛金等は**給与控除**されます。
自動的に控除されますので、自然と積立ができます。



⚠ 「みらい」をお申込みできる方には制限があります！

* 「みらい」へお申込みいただけるのは、長期の積立が可能となる次の方のみです。

- ① 正社員（短時間勤務職コースを含む）
- ② シニア職（短時間勤務職コースを含む）
- ③ 再雇用シニア職（短時間勤務職コースを含む）
- ④ アソシエイト社員

もっと詳しく

団体積立年金保険「みらい」について



資金が足りなくなったとき

引っ越しや進学など様々な場面で、資金が足りなくなったとき以下の表の貸付制度を受けることができます。
ただし、貸付制度を利用できる方には制限があります。

貸付金の用途	種 類	要 件	貸付限度額※ ¹	貸付利率※ ²
引っ越しや物資の購入	普通貸付 (一般又は物資)	組合員期間が継続して 6か月以上	190万円	年4.26%
住宅の購入等	一般住宅貸付	組合員期間が継続して 3年以上	個人により異なり、状況によっ て増減する(最低保証額300万 円～最高限度額2,000万円)	年1.84%
	特別住宅貸付	組合員期間が継続して 20年以上かつ以下の① か②に該当している ① 2年以内に自己都合 退職を予定している 組合員 ② 5年以内に定年退職 を予定している組合員	貸付申込日を退職の日と仮定し た場合の退職手当額の範囲内 (最高限度額2,000万円)	
	提携住宅ローン	共済組合ホームページをご確認ください		
入学金や授業料等	特別貸付(教育)	組合員期間が継続して 6か月以上	440万円 (1回の限度額は190万円)	年1.16%
挙式、披露宴、新婚旅行等	特別貸付(結婚)		190万円	
災害を受けた建物等の修繕をするとき	特別貸付(災害)		380万円	
葬式、墓地の購入等	特別貸付(葬祭)		190万円	
医療費	特別貸付(医療)		380万円	

※1 普通貸付、特別貸付の総貸付限度額は630万円以内です。

※2 貸付利率は2025年4月1日からの適用利率です。貸付利率については毎年4月に見直されます。



貸付制度を利用できる方には制限があります。

*** 貸付制度が利用できるのは退職金の支給がある次の方のみです。**

- ① 正社員（短時間勤務職コースを含む） ② シニア職（短時間勤務職コースを含む）

ご注意ください！～貸付制度のご利用は計画的に～

貸付制度をご利用の方で、個人再生や自己破産となってしまったケースもございます。返済能力を超えた借入とならないよう、返済の見通しを十分にご確認の上、お申込みください。

もっと詳しく

貸付制度について

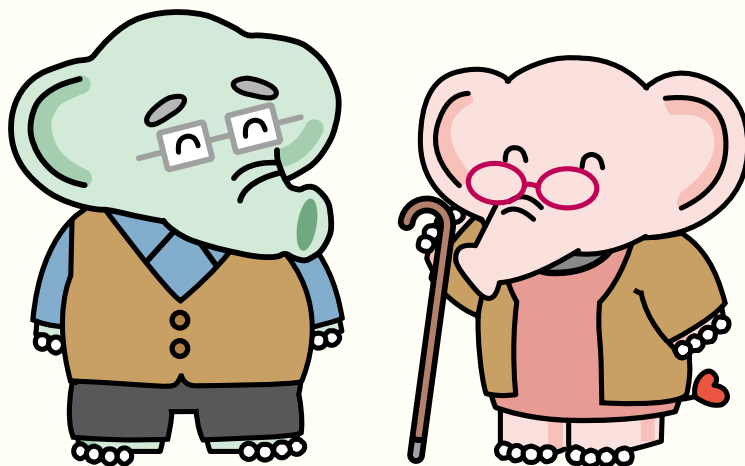


4

長期給付事業

組合員の皆さまが将来正しく年金を受給できるよう、年金に関する記録を国家公務員共済組合連合会（KKR）に報告しています。

組合員の方、退職者の方、ご遺族の方が年金請求をされる際のお手伝いもしています！



ご注意ください！

長期給付事業が対象となるのは長期組合員の方のみです！

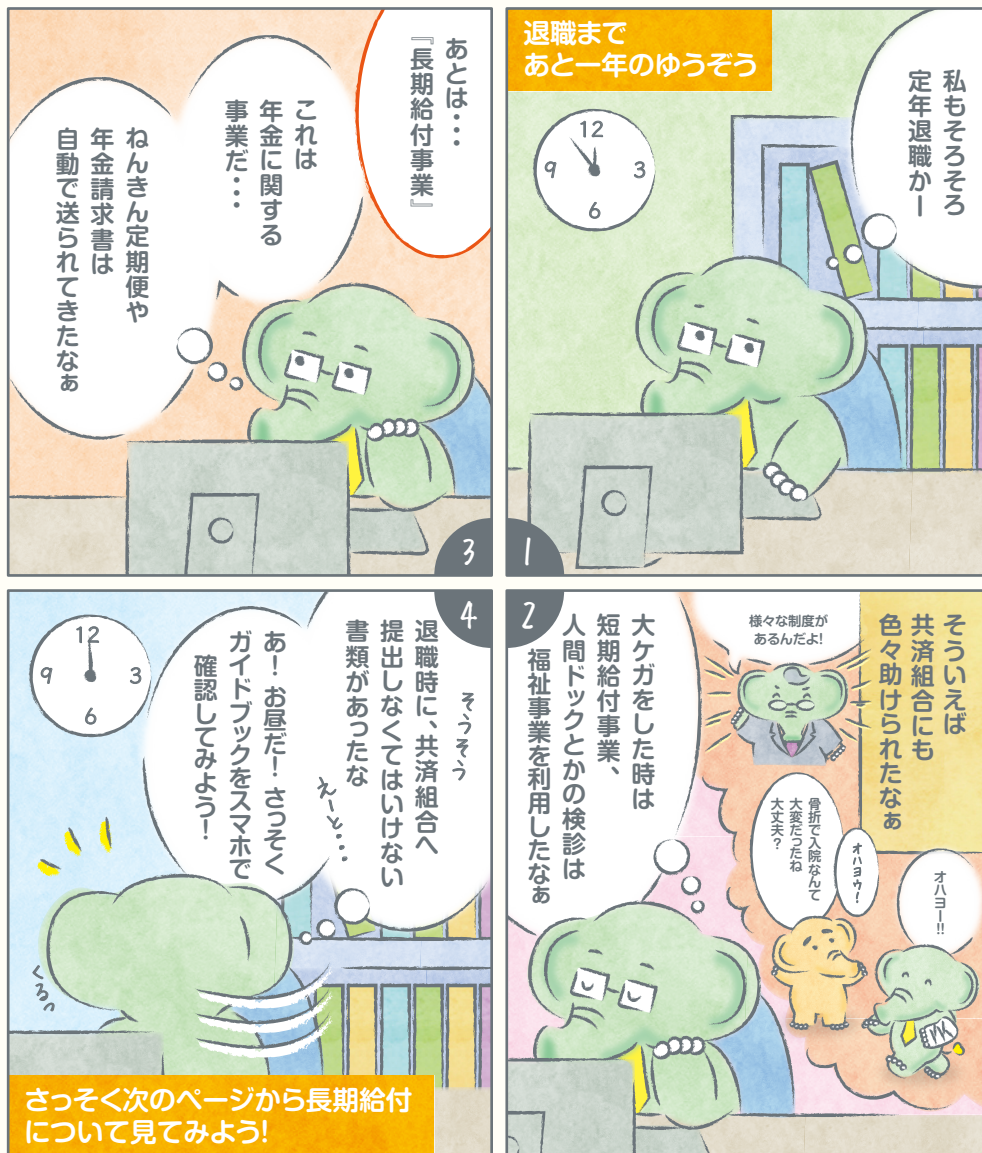
短期組合員の年金に係る事務手続等については郵政会社等の所属している会社を通じて、日本年金機構までお願いいたします。

ただし、KKRが提供するサービスの一部は、短期組合員の方もご利用いただけます。

もっと詳しく

KKR ホームページ





公的年金制度のしくみ

日本の公的年金制度は20歳以上60歳未満の方が加入する「**国民年金**」と、企業等に勤務する方が加入する「**厚生年金**」の2階建て構造になっています。

国民年金も厚生年金も、勤め先等により被保険者種別が異なります。また厚生年金の場合は、その種別により窓口（実施機関）も異なります。

	年金種類 (年金制度)	被保険者種別	実施機関
公的年金	厚生年金保険 (被用者年金制度)	第1号厚生年金被保険者 民間企業の会社員など	日本年金機構
		第2号厚生年金被保険者 国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合 他
		第3号厚生年金被保険者 地方公務員等共済組合の組合員	地方公務員共済組合 他
		第4号厚生年金被保険者 私立学校職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団
	国民年金 (基礎年金制度)	第1号被保険者 20歳以上60歳未満で、次の第2号・第3号被保険者に該当しない方（学生、農林漁業、商業等の自営業や自由業の方とその家族）	日本年金機構
		第2号被保険者 厚生年金保険の被保険者（65歳未満）	
		第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	

組合員の皆さまの年金に関する 5 つの Point !

POINT ① 組合員の皆さまは 2 つの年金制度に加入しています !

基礎年金制度で受け取れる年金を基礎年金といい、被用者年金制度で受け取れる年金を厚生年金といいます。組合員の皆さまは、一定の要件を満たすことで基礎年金に厚生年金が上乗せされて支給されます。ただし、支給期間等は基礎年金と厚生年金で異なる場合があります。

POINT ② 共済組合の長期組合員の方は国民年金、厚生年金保険ともに第 2 号被保険者です !

短期組合員の方は、国民年金については第 2 号被保険者ですが、厚生年金保険については第 1 号被保険者となります。

POINT ③ 給与控除されている厚生年金保険料の中に、国民年金保険料も含まれています !

長期組合員全体の厚生年金保険料から拠出しています。被扶養配偶者の有無や、組合員が 65 歳に達したこと等により、厚生年金保険料が変わることはありません。

POINT ④ 公的年金は「基礎年金番号」によって管理されています !

国民年金も厚生年金保険も一人にひとつだけ付番されている「基礎年金番号」で、年金加入記録を管理しています。

POINT ⑤ 組合員種別の変更時

短期組合員から長期組合員となった 65 歳未満の方で、20 歳以上 60 歳未満の配偶者を被扶養者として認定している場合、国民年金第 3 号被保険者関係届の提出をしてください。

▶ 年金制度の詳細については以下よりご確認ください

Click!

KKR



Click!

日本年金機構



年金の記録について

共済組合では皆さまの年金加入記録を正しく管理するために、入社時や退職時等に年金に係る届出をお願いしています。

入社時の届出

提出対象者となっているものを期限までに届け出てください。

提出書類	提出対象者	提出期限
基礎年金番号届出書 ※電子申請も可能です	全 員 (組合員資格取得時に20歳未満で初めて就職された方は不要)	速やかに (手続きが遅れると日本年金機構より国民年金支払の督促を受けてしまうこと等があります)
組合員転入届出書	過去に地方公務員等であった方で地方公務員等を退職した翌日に組合員となった方	
前歴報告書	過去に地方公務員等であった方で地方公務員等を退職してから1日以上の間を空けて組合員となった方	
再就職届	年金の受給権が発生している方で、退職日から1日以上の間を空けて再び組合員となった方	
国民年金第3号被保険者関係届	配偶者を被扶養者とした方 (65歳未満の長期組合員の方で、配偶者が20歳以上60歳未満の場合)	事実発生日の翌日から起算して5日以内

▶ 届出の詳細は共済組合ホームページよりご確認ください

Click! 基礎年金番号届出書 ➤



Click! 組合員転入届出書／前歴届出書 ➤



Click! 再就職届 ➤



Click! 国民年金第3号被保険者関係届 ➤



退職時の届出

退職の届出については個々の退職等の状況により異なります。届出の前には、[共済組合ホームページ](#)をご確認ください。

参考

提出書類	提出対象者	提出期限
退職届 退職事由等に関する申告書	個々人の状況に応じて提出 (退職の状況等により不要な場合があります)	速やかに
組合員転出届出書 退職事由等に関する申告書	退職した翌日から地方公務員になられる方	
死亡届	死亡退職の方 (ご遺族の方がご記入し提出してください)	

もっと詳しく

退職時の届出について



年金の請求について

“厚生年金保険”では次の3つの年金給付があります。

老齢厚生年金

65歳から一定の要件を満たすことで生涯受け取ることができる年金です。

1961年（昭和36年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たす場合は65歳まで特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

POINT

支給について

老齢厚生年金（特別支給も含む）は受給開始年齢に達する2～3か月前に、KKRより請求書等が送付されますので、その請求書をKKR又は日本年金機構へ提出すると、支給が開始されます。

* 個別の状況に応じて別途手続が必要な場合があります。

もっと詳しく

老齢厚生年金について



障害厚生年金

在職中に初診日のある病気やケガで障害が残ってしまった場合、一定の要件を満たすことで受け取ることができる年金です。

障害厚生年金は、在職中でも支給されます。また、退職後に症状が重くなり障害の状態となったときも、在職中に初診日がある場合は、共済組合を通じて請求手続ができます。

POINT

支給について

所定の様式や必要書類により請求手続を行っていただきます。なお、必要書類は個々の事情によって異なりますので、共済組合ホームページをご確認の上、共済組合コールセンターへご連絡ください。状況をお伺いした上で必要書類をご案内します。

もっと詳しく

障害厚生年金について



遺族厚生年金

組合員又は組合員であった方が亡くなった場合に、一定の要件を満たすことで、ご遺族の方が受け取ることができる年金です。

遺族厚生年金を請求できる「遺族」の範囲は、「相続人（民法）」とは異なります。

POINT

支給について

所定の様式や必要書類により請求手続を行っていただきます。なお、必要書類は個々の事情によって異なりますので、共済組合ホームページをご確認の上、共済組合コールセンターへご連絡ください。状況をお伺いした上で必要書類をご案内します。

もっと詳しく

遺族厚生年金について



老齢厚生年金と遺族厚生年金はワンストップサービスの対象です！

ワンストップサービスとは

厚生年金の手続について、一部を除き、希望するいずれか一か所へ申請・届出をすることで、他の実施機関へも情報連携され、まとめて申請・届出を行うことができるものです。

こんなことができます！



- KKR（又は直近に加入している実施期間）から老齢厚生年金の請求書等が送付される
→ 日本年金機構から支給される老齢厚生年金も同じ請求書で**まとめて申請可能！**
- KKR へ老齢厚生年金を受給する口座変更を届け出る
→ 日本年金機構で支給される老齢厚生年金、老齢基礎年金等を受給する口座も**まとめて変更可能！**

また、老齢厚生年金の繰上げ、繰下げ請求も日本年金機構もしくは共済組合で請求手続きができます。

さらに知りたい年金給付

退職等年金給付

退職等年金給付とは、公的年金とは異なり組合員の皆さまが掛金等を積み立てて、ご自身の将来に備えるものです。

退職等年金給付の掛金は、2015年10月以降、毎月の給与から厚生年金保険料とは別に控除されています。

3つの退職等年金給付

① 退職年金

1年以上継続して組合員期間を有する方が退職後65歳に達した時、もしくは65歳以降に退職した時に受け取ることができます！

* 積立額の半分が「終身年金」として支給され、残りの半分は受給期間を10年、20年もしくは一時金から選択して受け取ることができる「有期年金」として支給されます。

② 公務障害年金

2015年10月1日以降、組合員である間に初診日がある業務上の傷病等により障がいを持ってしまった場合に、障害厚生年金と併せて受け取ることができます。

* 公務障害年金は、在職中は支給されません。また、通勤災害は対象外です。

③ 公務遺族年金

組合員が2015年10月1日以降、組合員である間に初診日がある業務上の傷病等により亡くなってしまった場合に、遺族厚生年金と併せてご遺族の方が受け取れます。

もっと詳しく

退職等年金給付



電子申請ご利用のご案内

共済組合ホームページ上で 一部証明書類等の「申請」ができます！



ご自宅のパソコンやスマートフォンから原則として24時間（システムメンテナンス時間帯を除く）次の証明書類等の発行申請や届出が可能です！

〔組合員資格に関する証明書の発行申請〕

- ① 資格喪失証明書（組合員）
- ② 資格喪失証明書（被扶養者）
- ③ 資格喪失証明書（任意継続組合員）
- ④ 組合員期間証明書
- ⑤ 被扶養者認定期間証明書

〔組合員資格に関する届出〕

- ⑥ 基礎年金番号の届出
- ⑦ 任意継続組合員になるための届出
- ⑧ 任意継続組合員の脱退の届出

*⑥は長期組合員のみ対象です。

詳細は以下のバナーをクリックしてご確認ください。



わからないことがありましたら、共済組合コールセンターをご利用いただくか共済組合ホームページをご覧ください。

●共済組合コールセンター

0120-97-8484（通話料無料）

携帯電話からもご利用いただけます。

受付時間/午前9時～午後6時

（土、日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）